【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月25日
【中間会計期間】	第28期中(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)
【会社名】	楽天銀行株式会社
【英訳名】	Rakuten Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　東林　知隆
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番５号
【電話番号】	(050)5817-6630
【事務連絡者氏名】	取締役副社長執行役員　企画本部担当役員　　水口　直毅
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番５号
【電話番号】	(050)5817-6630
【事務連絡者氏名】	取締役副社長執行役員　企画本部担当役員　　水口　直毅
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近３中間連結会計期間及び最近２連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2024年度 中間連結 会計期間	2025年度 中間連結 会計期間	2026年度 中間連結 会計期間	2024年度	2025年度
		(自　2024年 ４月１日 至　2024年 ９月30日)	(自　2025年 ４月１日 至　2025年 ９月30日)	(自　2026年 ４月１日 至　2026年 ９月30日)	(自　2024年 ４月１日 至　2025年 ３月31日)	(自　2025年 ４月１日 至　2026年 ３月31日)
連結経常収益	(百万円)	83,656	118,361	163,872	184,534	255,579
連結経常利益	(百万円)	31,089	48,288	63,069	71,524	103,091
親会社株主に帰属する 中間純利益	(百万円)	22,145	34,007	43,176	―	―
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	―	―	―	50,779	73,072
連結中間包括利益	(百万円)	19,390	36,745	38,395	―	―
連結包括利益	(百万円)	―	―	―	39,164	70,015
連結純資産額	(百万円)	299,212	356,095	435,716	319,117	389,529
連結総資産額	(百万円)	14,222,799	15,710,355	16,403,928	14,748,639	16,592,139
１株当たり純資産額	(円)	1,613.26	1,936.25	2,354.43	1,729.90	2,127.93
１株当たり中間純利益	(円)	126.92	194.89	247.41	―	―
１株当たり当期純利益	(円)	―	―	―	291.03	418.76
潜在株式調整後 １株当たり中間純利益	(円)	126.85	194.60	247.03	―	―
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	(円)	―	―	―	290.77	418.10
自己資本比率	(%)	1.9	2.1	2.5	2.0	2.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	572,694	588,740	△871,622	183,758	354,295
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△392,939	△268,342	40,020	△732,563	△457,557
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△0	△0	7,549	△0	△0
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(百万円)	4,970,444	4,563,016	3,315,405	4,241,852	4,139,552
従業員数 ［外、平均臨時 従業員数］	(名)	1,105 ［201］	1,149 ［212］	1,338 ［134］	1,076 ［212］	1,186 ［239］

(注) １．自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権－(中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部合計で除して算出しています。
２．従業員数は正社員、嘱託、契約社員及び出向者の人数を記載しており、当行から当行グループ外への出向者は除いています。臨時従業員数(パート社員及び派遣社員を含む。)の平均人数を［ ］外数で記載しています。

(2) 当行の最近３中間会計期間及び最近２事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第26期中	第27期中	第28期中	第26期	第27期
決算年月		2024年９月	2025年９月	2026年９月	2025年３月	2026年３月
経常収益	(百万円)	80,886	114,383	159,547	178,138	248,369
経常利益	(百万円)	31,894	48,359	64,190	72,514	104,317
中間純利益	(百万円)	22,219	33,634	43,404	―	―
当期純利益	(百万円)	―	―	―	50,548	73,016
資本金	(百万円)	32,616	32,642	32,671	32,616	32,643
発行済株式総数	(千株)	174,482	174,498	174,516	174,482	174,499
純資産額	(百万円)	277,642	332,288	406,152	297,791	365,807
総資産額	(百万円)	14,257,614	15,659,898	16,111,443	14,705,832	16,438,819
預金残高	(百万円)	11,119,047	12,247,360	13,628,951	11,476,322	12,964,475
貸出金残高	(百万円)	4,318,860	5,099,983	6,268,843	4,954,630	5,819,706
有価証券残高	(百万円)	1,667,412	2,242,234	2,141,745	1,981,678	2,345,585
１株当たり配当額	(円)	―	―	―	―	―
自己資本比率	(%)	1.9	2.1	2.5	2.0	2.2
従業員数 ［外、平均臨時従業員数］	(名)	925 ［180］	965 ［191］	1,125 ［119］	901 ［190］	987 ［219］

(注) １．１株当たり配当額は、配当を実施していないため記載していません。
２．自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部合計で除して算出しています。
３．従業員数は正社員、嘱託、契約社員及び出向者の人数を記載しており、臨時従業員数(パート社員及び派遣社員を含む。)の平均人数を［ ］外数で記載しています。

２ 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、当行は、2026年５月20日付取締役会において、(i)楽天グループ株式会社との間で、統合契約書（以下「本統合契約書」といいます。）を締結すること、並びに、(ii)同日付で作成した株式交付計画書に基づき、当行を株式交付親会社とし、楽天カード株式会社及び楽天証券ホールディングス株式会社（以下総称して「本株式交付子会社」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行うことを決議し、2026年６月24日開催の当行の第27期定時株主総会において株主による承認を得ました。その後、2026年10月１日、本株式交付の効力が発生し、本株式交付子会社はそれぞれ当行の完全子会社となりました。

本株式交付により、当行は無議決権株式であるＡ種種類株式（以下「本種類株式」という。）181,470,943株（当半期報告書提出日時点。自己株式を除く。）を発行しており、その全てを楽天グループ株式会社が保有しています。本種類株式には、1株につき当行普通株式1株を対価とする取得請求権が付されています。

将来、本種類株式に付された取得請求権が行使され、本種類株式が普通株式に転換された場合には、既存の普通株主の議決権割合が低下する可能性がありますが、楽天グループ株式会社は、本統合契約書において、当行の事前の書面による承諾なくＡ種種類株式に係る取得請求権を行使しないこと、及び、当該取得請求権の行使により当行普通株式の交付を受けた直後の楽天グループ株式会社の当行に対する議決権比率が50%以下に留まる範囲でのみ取得請求権を行使できることに合意しています。

２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものです。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

(金融経済環境及び事業の経過等)

当中間連結会計期間における世界経済の動向は、ウクライナ情勢、中東情勢を背景とした地政学リスクの不透明感が続く中、一部の地域において弱さがみられるものの、景気の緩やかな持ち直しが続きました。米国では、景気は緩やかな拡大が続き、欧州では、景気は持ち直しの動きがみられました。一方、中国では、不動産市場の停滞による影響もあり、景気は緩やかな減速が続きました。

日本経済においては、個人消費や設備投資は持ち直しの動きがみられ、景気は緩やかな回復基調を維持しました。一方、ウクライナ情勢、中東情勢を背景とした地政学リスクの影響等による原油価格の変動や、金融資本市場の不安定な動きがみられる中、資源価格の高止まりや、為替の変動が企業収益に与える影響については、警戒感が続きました。

金融政策の動きとしては、米連邦準備制度理事会(FRB)は、2026年９月の連邦公開市場委員会(FOMC)において３年ぶりに政策金利を引き上げ、欧州中央銀行(ECB)は、2026年６月及び９月の理事会において政策金利を引き上げました。日本銀行においても、2026年６月及び９月の金融政策決定会合において政策金利を引き上げる等、日米欧ともに金融引き締め方向に動きました。

当行グループは、銀行サービスが社会のインフラであり、個人の生活や企業活動のデジタルシフトを背景にデジタル銀行サービスが広く定着しつつある現状を踏まえ、当中間連結会計期間においても、利便性に優れた安定的な決済インフラの運営、セキュリティの更なる強化、内部管理態勢の整備を推進しました。お客さまに当行口座を生活口座としてより便利にご利用いただくことができるように、千葉県佐倉市の公金の口座振替サービスの取扱を開始したほか、「楽天銀行コンビニ支払サービス(アプリで払込票支払)」において、９月より地方税統一QRコードの収納対象を拡大し、地方税以外の公金(国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金、各種使用料等)の支払いにも対応しました。

併せて、商品・サービスの拡充や資金運用の拡大等を通じて事業規模の拡大と収益性の向上に注力しました。当中間連結会計期間においては、お客さまの中長期的な資産形成ニーズにお応えすべく、2026年６月より、第一フロンティア生命保険株式会社と共同で企画・開発した楽天銀行を通じたインターネット完結型の一時払個人年金保険『プレミアカレンシー３楽天銀行エディション』の取扱を開始しました。また、お客さまのライフスタイルの変化や住宅ローンへの多様なニーズに対応するため、８月に「フラット50」の取扱を開始したほか、９月には「楽天銀

行住宅ローン(金利選択型)」の借入金額上限を従来の２億円から３億円に引き上げました。加えて、2026年９月より、独立行政法人日本スポーツ振興センターが発売するバスケットボールを対象としたスポーツくじ「DUNK(ダンク)」の取扱を開始しました。

キャンペーンについては、口座開設やサービスご利用のより一層の促進を図るため、「開業25周年記念キャンペーン」、「1,800万口座突破記念キャンペーン」を実施したほか、お持ちの資産を効率よく運用いただく機会を提供するべく、円定期預金に特別金利を適用する「夏のボーナスキャンペーン」を実施しました。

これらの取組の結果、2026年９月末時点で口座数が1,881万口座、単体預金残高が13,628,951百万円となり、事業規模の拡大を実現しました。

(連結経営成績)

当中間連結会計期間の連結経常収益は、前中間連結会計期間比45,511百万円増の163,872百万円となりました。経常収益の内訳を見ると、資金運用収益が、運用資産の増加、及び日銀による政策金利の引き上げに伴う運用利回りの上昇等により、前中間連結会計期間比42,931百万円増の133,117百万円となりました。役務取引等収益は、口座数の増加、及び生活口座化の進展による受入為替手数料、口座振替手数料、カード関連受取手数料等の増加により、前中間連結会計期間比2,649百万円増の26,541百万円となりました。その他業務収益は、外貨預金、新型定期預金(仕組預金)に係る収益等が減少し、前中間連結会計期間比219百万円減の2,757百万円となりました。また、台湾の樂天國際商業銀行股份有限公司では、前中間連結会計期間比820百万円増の3,355百万円の経常収益を計上しました。

一方、連結経常費用は、前中間連結会計期間比30,729百万円増の100,802百万円となりました。経常費用の中では、資金調達費用が、預金残高の伸長、2026年２月及び８月に実施した当行普通預金金利の引き上げによる預金利率の上昇等により、前中間連結会計期間比18,288百万円増の42,395百万円となりました。役務取引等費用は、保証付きカードローンの支払保証料が減少したものの、支払為替手数料等の増加により、前中間連結会計期間比430百万円増の17,148百万円となりました。また、営業経費は、人件費、ソフトウエア償却費、業務委託費、及び広告宣伝費等の増加により、前中間連結会計期間比8,123百万円増の34,942百万円となりました。樂天國際商業銀行股份有限公司では、前中間連結会計期間比1,190百万円増の5,216百万円の経常費用を計上しました。

これらの結果、連結経常利益は、前中間連結会計期間比14,781百万円増の63,069百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は、前中間連結会計期間比9,169百万円増の43,176百万円となりました。

なお、当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、セグメント毎の経営成績等については記載を省略しています。

(連結財政状態)

当中間連結会計期間末における資産の部は、貸出金が、投資用マンションローン、提携ローン、カードローン等の残高の増加により、前連結会計年度末比508,069百万円増の6,451,139百万円、買入金銭債権が、楽天カード株式会社のクレジットカード債権の証券化資産残高等の増加により、前連結会計年度末比443,790百万円増の3,642,458百万円となりました。有価証券は、短期社債残高等の減少により、前連結会計年度末比123,142百万円減の2,201,662百万円、現金預け金は、前連結会計年度末比824,146百万円減の3,315,411百万円となりました。この結果、資産の部の合計額は、前連結会計年度末比188,210百万円減の16,403,928百万円となりました。

負債の部は、普通預金が、口座数の伸長、及び生活口座化の進展等により、前連結会計年度末比128,536百万円増の10,898,798百万円、定期預金が、夏のボーナスキャンペーン及び2026年８月の定期預金金利改定等の効果により、前連結会計年度末比664,235百万円増の2,843,754百万円となりました。また、借用金は、日本銀行の貸出増加を支援するための資金供給、気候変動対応を支援するための資金供給を活用しているものですが、前連結会計年度末比959,400百万円減の1,853,100百万円となりました。負債の部の合計額は、前連結会計年度末比234,397百万円減の15,968,211百万円となりました。

純資産の部は、資本金が前連結会計年度末比27百万円増の32,671百万円、資本剰余金が前連結会計年度末比163百万円増の10,734百万円となり、利益剰余金が親会社株主に帰属する中間純利益の計上により前連結会計年度末比43,176百万円増の388,180百万円となりました。純資産の部の合計額は、前連結会計年度末比46,187百万円増の435,716百万円となりました。

(参考)

① 国内・海外別収支

当中間連結会計期間における資金運用収支は前中間連結会計期間比24,643百万円増の90,721百万円、役務取引等収支は前中間連結会計期間比2,218百万円増の9,392百万円、その他業務収支は前中間連結会計期間比1,104百万円減の1,872百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	65,487	590	―	66,078
	当中間連結会計期間	89,576	1,145	―	90,721
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	87,699	2,486	―	90,186
	当中間連結会計期間	129,838	3,279	―	133,117
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	22,211	1,896	―	24,107
	当中間連結会計期間	40,262	2,133	―	42,395
信託報酬	前中間連結会計期間	891	―	―	891
	当中間連結会計期間	1,024	―	―	1,024
役務取引等収支	前中間連結会計期間	7,203	△30	―	7,173
	当中間連結会計期間	9,404	△12	―	9,392
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	23,850	40	―	23,891
	当中間連結会計期間	26,467	73	―	26,541
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	16,647	70	―	16,718
	当中間連結会計期間	17,062	85	―	17,148
その他業務収支	前中間連結会計期間	2,978	△1	―	2,976
	当中間連結会計期間	1,871	1	―	1,872
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	2,978	△1	―	2,977
	当中間連結会計期間	2,755	1	―	2,757
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	―	0	―	0
	当中間連結会計期間	884	0	―	884

(注) 1．「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下、「国内連結子会社」という。)に関する数値です。

2．「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社(以下、「海外連結子会社」という。)に関する数値です。

3．「相殺消去額」は、「国内」と「海外」間の取引に関する相殺額を記載しています。

② 国内・海外別役務取引等の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は前中間連結会計期間比2,649百万円増の26,541百万円となりました。また、役務取引等費用は前中間連結会計期間比430百万円増の17,148百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	23,850	40	―	23,891
	当中間連結会計期間	26,467	73	―	26,541
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	1,670	―	―	1,670
	当中間連結会計期間	2,123	―	―	2,123
うち為替業務	前中間連結会計期間	12,122	17	―	12,139
	当中間連結会計期間	12,995	48	―	13,044
うち口座開設管理業務	前中間連結会計期間	371	―	―	371
	当中間連結会計期間	339	―	―	339
うちATM関連業務	前中間連結会計期間	2,702	―	―	2,702
	当中間連結会計期間	2,692	―	―	2,692
うちカード関連業務	前中間連結会計期間	6,152	―	―	6,152
	当中間連結会計期間	6,866	―	―	6,866
役務取引等費用	前中間連結会計期間	16,647	70	―	16,718
	当中間連結会計期間	17,062	85	―	17,148
うち為替業務	前中間連結会計期間	2,498	36	―	2,535
	当中間連結会計期間	2,669	49	―	2,718
うちATM関連業務	前中間連結会計期間	5,419	―	―	5,419
	当中間連結会計期間	5,649	―	―	5,649
うち支払保証料	前中間連結会計期間	5,890	―	―	5,890
	当中間連結会計期間	5,360	―	―	5,360

(注) 1．「国内」とは、当行及び国内連結子会社に関する数値です。
2．「海外」とは、当行の海外連結子会社に関する数値です。
3．「相殺消去額」は、「国内」と「海外」間の取引に関する相殺額を記載しています。

③ 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	12,032,039	200,928	―	12,232,967
	当中間連結会計期間	13,620,278	220,067	―	13,840,346
うち流動性預金	前中間連結会計期間	10,607,757	70,747	―	10,678,505
	当中間連結会計期間	10,873,578	70,038	―	10,943,617
うち定期性預金	前中間連結会計期間	1,389,578	130,180	―	1,519,758
	当中間連結会計期間	2,717,627	150,028	―	2,867,656
うちその他	前中間連結会計期間	34,703	―	―	34,703
	当中間連結会計期間	29,072	―	―	29,072
譲渡性預金	前中間連結会計期間	―	9,712	―	9,712
	当中間連結会計期間	―	14,781	―	14,781
総合計	前中間連結会計期間	12,032,039	210,640	―	12,242,679
	当中間連結会計期間	13,620,278	234,849	―	13,855,128

(注) 1．「国内」とは、当行及び国内連結子会社に関する数値です。
2．「海外」とは、当行の海外連結子会社に関する数値です。
3．流動性預金＝普通預金
4．定期性預金＝定期預金
5．「相殺消去額」は、「国内」と「海外」間の取引に関する相殺額を記載しています。

④ 国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	5,099,983	100.0	6,268,843	100.0
金融業、保険業	5,300	0.1	18,100	0.2
不動産業、物品賃貸業	16,791	0.3	52,561	0.8
その他	5,077,892	99.5	6,198,182	98.8
海外及び特別国際金融取引勘定分	105,575	100.0	182,295	100.0
政府等	―	―	―	―
金融機関	―	―	―	―
その他	105,575	100.0	182,295	100.0
合計	5,205,559	―	6,451,139	―

(注) 1．「国内」とは、当行及び国内連結子会社に関する数値です。
2．「海外」とは、当行の海外連結子会社に関する数値です。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しています。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しています。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：百万円、%)

	2026年９月30日
１．連結自己資本比率(２／３)	11.36
２．連結における自己資本の額	419,762
３．リスク・アセットの額	3,692,810
４．連結総所要自己資本額	147,712

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：百万円、%)

	2026年９月30日
１．自己資本比率(２／３)	11.73
２．単体における自己資本の額	410,183
３．リスク・アセットの額	3,494,729
４．単体総所要自己資本額	139,789

(資産の査定)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第６条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として以下のとおり区分するものです。

１　破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

２　危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

３　要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

４　正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記１から３までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2025年９月30日	2026年９月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	―	―
危険債権	27	43
要管理債権	32	43
正常債権	51,445	63,139

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローについて、営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加による794,812百万円の収入、コールローン等の減少による187,000百万円の収入、債券貸借取引支払保証金の減少による55,547百万円の収入等があった一方、借用金の減少による959,400百万円の支出、貸出金の増加による509,447百万円の支出、買入金銭債権の増加による473,608百万円の支出等があったことから、871,622百万円の支出となりました(前中間連結会計期間比1,460,362百万円の支出増加)。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還による663,718百万円の収入があった一方、有価証券の取得による615,968百万円の支出、無形固定資産の取得による7,936百万円の支出等があったことから、40,020百万円の収入(前中間連結会計期間比308,363百万円の収入増加)となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、非支配株主からの払込みによる7,062百万円の収入、連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による487百万円の収入等があったことから、7,549百万円の収入(前中間連結会計期間比7,549百万円の収入増加)となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は前連結会計年度末比824,146百万円減少し、3,315,405百万円となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間連結会計期間において、当行グループの経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変更及び新たな定めはありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当行グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 主要な設備

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。また、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等についても、重要な変更はありません。

3 【重要な契約等】

1　株式交付による楽天カード株式会社及び楽天証券ホールディングス株式会社の完全子会社化

当行は、2026年５月20日付取締役会において、(i)楽天グループ株式会社(以下「楽天グループ」といいます。)との間で、当行を株式交付親会社、楽天カード株式会社(以下「楽天カード」といいます。)及び楽天証券ホールディングス株式会社(以下「楽天証券HD」といいます。)を株式交付子会社とする株式交付(以下「本株式交付」といいます。)等の実施による当行を含む楽天グループのフィンテック事業の再編(以下「本再編」といいます。)に係る統合契約書(以下「本統合契約書」といいます。)を締結すること、並びに、(ii)同日付で作成した株式交付計画書に基づき、本株式交付を行うことを決議し、2026年６月24日開催の当行の第27期定時株主総会において株主による承認を得ました。その後、2026年10月１日、本株式交付の効力が発生し、楽天カード及び楽天証券HDは当行の完全子会社となりました。

また、当行は、2026年５月20日付で、株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」といいます。)との間で、メガバンクとデジタルバンクによる、新たな信用創造モデルを確立することを目的とし、資本業務提携契約書(以下「本資本業務提携契約書」といいます。)を締結いたしました。

詳細は、「第４　経理の状況　１　中間連結財務諸表　注記事項」の(重要な後発事象)をご参照ください。

２　本統合契約書

楽天グループ及び当行は、本統合契約書において楽天グループが保有する株式に関して以下の事項に合意しております。

(1) 合意の内容

本統合契約書において、楽天グループは、本株式交付の効力発生後、当行の事前の書面による承諾なく、本株式交付の対価として交付された当行の無議決権株式であるＡ種種類株式に係る取得請求権を行使し、当行の普通株式の交付を受けてはならないことを合意しております。但し、当該取得請求権の行使により当行の普通株式の交付を受けた直後の楽天グループの当行に対する議決権比率が50%以下に留まる場合には、その範囲に限り当該取得請求権を行使することができるものとされております。

(2) 当該合意の目的

当該合意は、本再編後においても当行の普通株式が上場している東京証券取引所プライム市場の上場維持基準の一つである流通株式比率を維持するとともに、当行の資本政策の柔軟性を確保することにより、当行の経営の自主性を確保することを目的としております。

(3) 取締役会における検討状況その他当行における当該合意に係る意思決定に至る過程

当行は、楽天カード、楽天証券HD等のフィンテック事業を一つのグループに集約する組織再編を検討しておりましたが、資金調達コストの増加等の環境変化や金融サービスに対する顧客ニーズの多様化が進む状況を踏まえ、銀行・カード・証券の連携を強化することで、グループ内での迅速かつ機動的な意思決定や、より深度のある連携が可能となり、フィンテック戦略を一層加速できる体制を構築できると判断いたしました。これにより、強固な預金調達力を有する当行の強みを最大限に活かし、多様化する顧客ニーズに応える総合フィンテック企業としての成長を、当行単独で事業運営を続ける場合と比べて一層加速できると判断し、本再編の実行を決定し、本統合契約書を締結するに至りました。当行は、本再編を通じて、銀行を頂点として、カード及び証券事業が１つのグループとなることで、事業横断的な総合フィンテック企業として迅速かつ機動的な意思決定とデータ連携やＡＩ活用を含む連携の深化が可能となり、本再編によるシナジー効果を実現することができると考えております。また、各事業が継続して成長しながら、更なる連携の深化を図ることが、当行の更なる持続的成長及び企業価値向上につながり、楽天グループの企業価値向上にも資すると考えております。

３　本資本業務提携契約書

みずほ銀行及び当行は、本資本業務提携契約書においてみずほ銀行が保有する株式等に関して以下の事項に合意しております。

(1) 合意の内容

① 保有株式の譲渡等の制限

みずほ銀行と当行は、本株式交付の実施後本資本業務提携契約書が終了するまでの間、当行の事前の書面による承諾がない限り、みずほ銀行が保有する当行の株式等の全部又は一部について、第三者に対し、譲渡、承継又は担保設定その他の処分を行わないことに合意しております。また、当行は、本資本業務提携契約書に基づき、みずほ銀行がその保有する当行の株式の全部又は一部の譲渡を希望する場合には、当該株式の全部又は一部を買い受ける者を指定の上、一定期間優先的に協議することができる旨の優先交渉権を有しております。

② 保有株式の買増しの禁止に関する合意

みずほ銀行は、本資本業務提携契約書の有効期間中、当行の事前の承諾がない限り、直接又は間接を問わず、当行の株式等の取得（金融商品取引法第27条の23第５項及び第６項に定める共同保有者(以下「共同保有者」といいます。)による買付けその他の取得を含みます。）を行わず、また、第三者との間で当該取得に向けた協議、交渉又は合意を行わないことに合意しております。但し、みずほ銀行の共同保有者が、みずほ銀行との間で法令等及び社内規則に基づく情報遮断措置を講じた上で、その通常の事業活動の過程で当行の株式等の買付けその他の取得を行う場合は除きます。

(2) 当該合意の目的

当該合意は、みずほ銀行の当行に対する議決権比率を維持することにより、みずほ銀行及び当行の企業価値の向上を図る本資本業務提携の実効性を確保するとともに、当行の経営の自主性を確保することを目的としております。

(3) 取締役会における検討状況その他当行における当該合意に係る意思決定に至る過程

当行は、楽天カード、楽天証券HD等のフィンテック事業を一つのグループに集約する組織再編を検討しておりましたが、当行、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「みずほFG」といいます。)及びみずほ銀行は、これを契機として、当行及びみずほ銀行の間の協業の可能性について協議を重ねてまいりました。その結果、金利ある世界への回帰に伴い預金獲得競争が一段と激化する環境下において、国内資金のより有効な活用に向けて、預金と運用の最適なバランスを実現し、国内の資金循環を一層促進することは銀行業界の重要な責務であるとの認識を、両社の間で共有するに至りました。

かかる認識のもと、楽天エコシステムと連携した便利でお得なサービスにより、個人のお客さまから支持を集める当行と、国内上場企業の約８割と取引を有する強固な法人顧客基盤を背景に、多様な運用資産のオリジネーションに強みを持つみずほ銀行が、それぞれの強みを結集することで、新たな信用創造モデルを構築し、当該責務を一層強力に果たすことが可能となると判断したため、楽天グループ及び当行が本統合契約書を締結したことに伴い、本資本業務提携契約書を締結するに至りました。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	630,000,000
計	630,000,000

(注) 2026年６月24日開催の第27期定時株主総会決議により、2026年10月１日付で株式交付に伴う定款変更が行われ、普通株式の発行可能種類株式総数は570,000,000株増加し、1,200,000,000株となり、Ａ種種類株式の発行可能種類株式総数は300,000,000株増加し、300,000,000株となり、発行可能株式総数は870,000,000株増加し、1,500,000,000株となっています。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株)(2026年９月30日)	提出日現在発行数(株)(2026年11月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	174,516,980	223,942,053	東京証券取引所プライム市場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式で、単元株式数は100株です。
Ａ種種類株式	―	230,890,116	―	(注)
計	174,516,980	454,832,169	―	―

(注) Ａ種種類株式の内容は次のとおりであります。

１． 単元株式数は１株であります。

２． 議決権

Ａ種種類株式を有する株主(以下、「Ａ種種類株主」という。)は、株主総会において議決権を有しない。

３． 普通株式を対価とする取得請求権

Ａ種種類株主は、Ａ種種類株式の取得後いつでも、法令の定める範囲内において、当行に対し、その普通株式を引き換えに、その保有するＡ種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができる。かかる請求があった場合、当行は、取得するＡ種種類株式１株につき、普通株式１株をＡ種種類株主に交付する。

４． 譲渡制限

Ａ種種類株式の譲渡による取得については、当行の取締役会の承認を受けなければならない。

５． 株式の分割又は併合及び株式無償割当て等

(1) 当行は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びＡ種種類株式の種類ごとに、それぞれ同時に同一の割合で行う。

(2) 当行は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、Ａ種種類株主にはＡ種種類株式又はＡ種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合かつ同一の条件で与える。

(3) 当行は、株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式の無償割当て又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、Ａ種種類株主にはＡ種種類株式の無償割当て又はＡ種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合かつ同一の条件で行う。

６．種類株主総会

(1) 当行が、会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合においては、Ａ種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議は要しない。ただし、会社法第322条第１項第１号に規定する定款の変更(単元株式数についてのものを除く。)を行う場合は、この限りでない。

(2) 法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第199条第４項、第200条第４項、第238条第４項及び、第239条第４項、第795条第４項及び第816条の３第３項に定める事項その他会社法において種類株主総会の決議事項として規定された一切の事項については、Ａ種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

７． 株式の種類ごとの異なる単元株式数の定め及びその理由

当行の普通株式の単元株式数は100株であるのに対し、A種種類株式は当行株主総会の議決権を有しないため、A種種類株式の単元株式数は１株とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

１）2026年５月20日取締役会

取締役会決議年月日	2026年５月20日	2026年５月20日	2026年５月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役 １名	当行執行役員 ９名	当行執行役員及び 当行子会社取締役 16名
新株予約権の数(個) ※	47 (注) １	10 (注) １	116 (注) １
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 4,700 (注) １	普通株式 1,000 (注) １	普通株式 11,600 (注) １
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	１個当たり　１円 (注) ２	１個当たり　１円 (注) ２	１個当たり　１円 (注) ２
新株予約権の行使期間 ※	新株予約権発行の日から40年後の応当日まで	A.2027年６月23日～2036年６月23日 B.2028年６月23日～2036年６月23日 C.2029年６月25日～2036年６月23日 D.2030年６月24日～2036年６月23日	新株予約権発行の日から40年後の応当日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格　5,020 資本組入額　2,510 (注) ４	発行価格　5,020 資本組入額　2,510 (注) ４	発行価格　5,020 資本組入額　2,510 (注) ４
新株予約権の行使の条件 ※	(注) ９	(注) ３	(注) ９
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	(注) ６	(注) ６	(注) ６
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) ７	(注) ７	(注) ７

※ 新株予約権の割当日(2026年６月23日)における内容を記載しています。

(注) １．新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当行が、株式分割(当行普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を調整するものとします。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当行が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとします。

２．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権１個あたり１円とします。

３．新株予約権の行使の条件
1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当行の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が退職時(退職時までに申込みができない正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日)までに、当行所定の手続きに従い新株予約権の行使の申込を行った場合、又は諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではありません。
2) 新株予約権の相続は認められないものとします。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではありません。
3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとします。
4) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間に記載された区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができます。行使期間に記載されたA～Dの内訳は下記のとおりです。
A. 割り当てられた新株予約権の15%
B. 割り当てられた新株予約権の20%
C. 割り当てられた新株予約権の30%
D. 割り当てられた新株予約権の35%
5) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等(日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。)についてもこれを納める責任を負い、当行又は当行子会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとします。
ⅰ) 現金による受領
ⅱ) 新株予約権者が保有する株式による充当
ⅲ) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
ⅳ) その他当行が定める方法
6) その他詳細・条件は、当行取締役会において決定するものとします。

４．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に２分の１を乗じて得た額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とします。

５．新株予約権の取得事由及び条件
1) 当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当行は、当行取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができます。
2) 新株予約権者が権利行使をする前に、３ 1)に規定する条件に該当しなくなった場合、当行は、当行取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができます。
3) 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当行取締役会の決議により当該新株予約権を無償で取得することができます。

６．譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとします。

７．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当行が合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。

3) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記１及び発行する新株予約権の総数に準じて決定します。

4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記２に準じて決定します。

5) 新株予約権を行使できる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、行使期間の末日までとします。

6) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記４に準じて決定します。

7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数)の承認を要するものとします。

8) 新株予約権の取得事由及び条件
前記５に準じて決定します。

８．新株予約権の行使により生ずる１株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

９．新株予約権の行使の条件等

1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当行、当行子会社及び当行関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員の地位のいずれもが終了した日の翌日から、10日以内に限り、新株予約権を行使できるものとします。

2) 新株予約権の相続は認められないものとします。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではありません。

3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとします。

4) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等(日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。)についてもこれを納める責任を負い、当行又は当行子会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとします。

ⅰ) 現金による受領
ⅱ) 新株予約権者が保有する株式による充当
ⅲ) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
ⅳ) その他当行が定める方法

5) その他詳細・条件は、当行取締役会において決定するものとします。

２）2026年７月27日取締役会

取締役会決議年月日	2026年７月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行従業員 363名
新株予約権の数(個) ※	377 (注)１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 37,700 (注)１
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	１個当たり　１円 (注)２
新株予約権の行使期間 ※	A.2027年８月27日～2036年８月27日 B.2028年８月28日～2036年８月27日 C.2029年８月27日～2036年８月27日 D.2030年８月27日～2036年８月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格　6,503 資本組入額　3,252 (注)４
新株予約権の行使の条件 ※	(注)３
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	(注)６
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)７

※ 新株予約権の割当日(2026年８月27日)における内容を記載しています。

(注) １～８．「１）2026年５月20日取締役会」の(注)１～８に同じ。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2026年４月１日～2026年９月30日(注)１	17,800	174,516,980	27	32,671	27	9,185

(注)１．新株予約権の行使による当中間会計期間中の合計数・額であります。
２．2026年10月１日を効力発生日とする株式交付により、発行済株式総数が280,309,289株増加しています。
３．2026年10月１日から2026年11月25日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が5,900株増加しています。

(5) 【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番１号	85,962,580	49.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目８番１号　赤坂インターシティAIR	14,645,300	8.39
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人　株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内一丁目４番５号)	7,477,792	4.28
JP MORGAN CHASE BANK 380634 (常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番１号　品川インターシティA棟)	4,496,200	2.57
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 384513 (常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG (東京都港区港南二丁目15番１号　品川インターシティA棟)	3,707,700	2.12
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目８番12号	3,421,500	1.96
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人　シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	2,539,220	1.45
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都港区港南二丁目15番１号　品川インターシティA棟)	2,490,363	1.42
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南二丁目15番１号　品川インターシティA棟)	2,359,275	1.35
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC (常任代理人　株式会社三菱UFJ銀行)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NEW YORK 10286 U.S.A. (東京都千代田区丸の内一丁目４番５号)	2,092,608	1.19
計	－	129,192,538	74.02

(注) JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から、2026年９月３日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社他４名が2026年８月31日現在で以下のとおり当行普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当行として当中間会計期間末現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。

大量保有者名	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社 (他共同保有者４名)
保有株券等の数	10,881,584株 (共同保有者分を含む)
株券等保有割合	6.24%

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 174,473,000	1,744,730	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 43,880	―	―
発行済株式総数	174,516,980	―	―
総株主の議決権	―	1,744,730	―

(注)「単元未満株式」には自己株式49株を含めて記載しています。

② 【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 楽天銀行株式会社	東京都港区港南二丁目16番５号	100	―	100	0.00
計	―	100	―	100	0.00

(注)当行は、単元未満の自己株式49株を所有しています。

２ 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
監査役(非常勤)	三村　亨	2026年９月30日

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性7名　女性3名　(役員のうち女性の比率30.0%)

第４ 【経理の状況】

１ 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1)当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第２項に規定する事業を行う会社）に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しています。

(2)当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成していますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しています。

また、当行は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第４編の規定により第２種中間連結財務諸表を作成しています。

(3)当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成していますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しています。

また、当行は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第４編の規定により第２種中間財務諸表を作成しています。

２ 監査証明について

当行は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間(自2026年４月１日　至2026年９月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自2026年４月１日　至2026年９月30日)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けています。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
現金預け金	4,139,558	3,315,411
コールローン	302,000	115,000
債券貸借取引支払保証金	※2 390,286	※2 334,633
買入金銭債権	3,198,668	3,642,458
有価証券	※1,3,4 2,324,804	※1,3,4 2,201,662
貸出金	※3,4,5 5,943,070	※3,4,5 6,451,139
外国為替	※3 4,328	※3 22,009
その他資産	※3,4 210,745	※3,4 235,701
有形固定資産	※6 5,037	※6 4,866
無形固定資産	40,885	43,970
繰延税金資産	23,111	26,677
支払承諾見返	※3 19,206	※3 21,711
貸倒引当金	△9,564	△11,313
資産の部合計	16,592,139	16,403,928
負債の部		
預金	13,046,850	13,840,346
譲渡性預金	7,428	14,781
コールマネー	28,227	26,361
債券貸借取引受入担保金	※4 9,286	※4 7,804
借用金	※4,7 2,812,500	※4,7 1,853,100
外国為替	6,890	15,259
その他負債	269,607	185,438
賞与引当金	832	1,496
役員賞与引当金	6	5
退職給付に係る負債	1,755	1,884
睡眠預金払戻損失引当金	17	20
支払承諾	19,206	21,711
負債の部合計	16,202,609	15,968,211
純資産の部		
資本金	32,643	32,671
資本剰余金	10,570	10,734
利益剰余金	345,004	388,180
自己株式	△0	△0
株主資本合計	388,217	431,585
その他有価証券評価差額金	△23,111	△26,744
繰延ヘッジ損益	63	311
為替換算調整勘定	6,144	5,732
退職給付に係る調整累計額	8	4
その他の包括利益累計額合計	△16,895	△20,696
新株予約権	751	938
非支配株主持分	17,455	23,889
純資産の部合計	389,529	435,716
負債及び純資産の部合計	16,592,139	16,403,928

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
経常収益	118,361	163,872
資金運用収益	90,186	133,117
（うち貸出金利息）	44,587	64,453
（うち有価証券利息配当金）	12,289	16,847
役務取引等収益	23,891	26,541
その他業務収益	2,977	2,757
その他経常収益	※1　414	※1　431
信託報酬	891	1,024
経常費用	70,072	100,802
資金調達費用	24,107	42,395
（うち預金利息）	16,648	33,687
役務取引等費用	16,718	17,148
その他業務費用	0	884
営業経費	26,819	34,942
その他経常費用	※2　2,426	※2　5,430
経常利益	48,288	63,069
特別利益	―	2
新株予約権戻入益	―	2
特別損失	―	587
固定資産処分損	―	587
税金等調整前中間純利益	48,288	62,484
法人税、住民税及び事業税	15,998	22,042
法人税等調整額	△1,127	△2,014
法人税等合計	14,870	20,027
中間純利益	33,418	42,457
非支配株主に帰属する中間純損失（△）	△588	△719
親会社株主に帰属する中間純利益	34,007	43,176

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
中間純利益	33,418	42,457
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	388	△3,716
繰延ヘッジ損益	457	248
為替換算調整勘定	2,486	△590
退職給付に係る調整額	△5	△4
その他の包括利益合計	3,327	△4,062
中間包括利益	36,745	38,395
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	35,983	39,492
非支配株主に係る中間包括利益	762	△1,097

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	32,616	10,543	271,931	△0	315,090	△18,088	277	4,546	10	△13,253	409	16,870	319,117
当中間期変動額													
新株の発行	26	26			52								52
親会社株主に帰属する中間純利益			34,007		34,007								34,007
自己株式の取得				△0	△0								△0
連結子会社株式の売却による持分の増減					—								—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						280	457	1,243	△5	1,976	179	762	2,918
当中間期変動額合計	26	26	34,007	△0	34,059	280	457	1,243	△5	1,976	179	762	36,978
当中間期末残高	32,642	10,569	305,938	△0	349,150	△17,808	735	5,790	5	△11,276	589	17,632	356,095

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	32,643	10,570	345,004	△0	388,217	△23,111	63	6,144	8	△16,895	751	17,455	389,529
当中間期変動額													
新株の発行	27	27			55								55
親会社株主に帰属する中間純利益			43,176		43,176								43,176
自己株式の取得				△0	△0								△0
連結子会社株式の売却による持分の増減		136			136								136
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						△3,633	248	△412	△4	△3,801	186	6,433	2,818
当中間期変動額合計	27	163	43,176	△0	43,368	△3,633	248	△412	△4	△3,801	186	6,433	46,187
当中間期末残高	32,671	10,734	388,180	△0	431,585	△26,744	311	5,732	4	△20,696	938	23,889	435,716

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	48,288	62,484
減価償却費	3,777	5,048
株式報酬費用	253	255
貸倒引当金の増減（△）	1,215	1,763
賞与引当金の増減額（△は減少）	427	666
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△2	△1
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	85	123
睡眠預金払戻損失引当金の増減（△）	0	3
資金運用収益	△90,186	△133,117
資金調達費用	24,107	42,395
為替差損益（△は益）	662	8,533
固定資産処分損益（△は益）	―	587
新株予約権戻入益	―	△2
貸出金の純増（△）減	△154,740	△509,447
預金の純増減（△）	769,823	794,812
譲渡性預金の純増減（△）	△7,170	7,485
債券貸借取引受入担保金の純増減（△）	18	△1,453
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	132,000	△959,400
コールローン等の純増（△）減	△94,550	187,000
債券貸借取引支払保証金の純増（△）減	57,811	55,547
コールマネー等の純増減（△）	△1,434	△1,746
外国為替（資産）の純増（△）減	△17,973	△17,681
外国為替（負債）の純増減（△）	1,089	8,369
買入金銭債権の純増（△）減	△129,978	△473,608
権利金保証金の純増（△）減	3	△506
資金運用による収入	87,944	126,078
資金調達による支出	△22,751	△36,586
その他	△3,173	△16,697
小計	605,548	△849,092
法人税等の支払額	△16,808	△22,529
営業活動によるキャッシュ・フロー	588,740	△871,622
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△666,855	△615,968
有価証券の償還による収入	407,701	663,718
有形固定資産の取得による支出	△887	△501
無形固定資産の取得による支出	△8,301	△7,936
その他	―	708
投資活動によるキャッシュ・フロー	△268,342	40,020
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	0	0
非支配株主からの払込みによる収入	―	7,062
自己株式の取得による支出	△0	△0
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	―	487
財務活動によるキャッシュ・フロー	△0	7,549
現金及び現金同等物に係る換算差額	766	△94
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	321,163	△824,146
現金及び現金同等物の期首残高	4,241,852	4,139,552
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1　4,563,016	※1　3,315,405

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等　23社

会社名

楽天信託株式会社
樂天國際商業銀行股份有限公司
一般社団法人スーパートラストホールディングス
合同会社スーパートラスト１
合同会社スーパートラスト２
合同会社スーパートラスト３
合同会社スーパートラスト４
合同会社スーパートラスト５
合同会社スーパートラスト６
合同会社スーパートラスト７
合同会社スーパートラスト８
合同会社スーパートラスト９
合同会社スーパートラスト10
合同会社スーパートラスト11
合同会社スーパートラスト12
合同会社スーパートラスト13
合同会社スーパートラスト14
合同会社スーパートラスト15
合同会社スーパートラスト16
合同会社スーパートラスト17
合同会社スーパートラスト18
合同会社スーパートラスト19
合同会社スーパートラスト20

(2) 非連結の子会社及び子法人等　５社

会社名

楽天バンクドメインサービス株式会社
トランスバリュードメインサービス株式会社
東松島「絆」太陽光発電所(実績配当型合同運用指定金銭信託)
東松島「絆」太陽光発電所事業信託(単独運用指定金銭信託)
下関ソーラー３発電所信託(単独運用指定金外信託)

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しています。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等　５社

会社名

楽天バンクドメインサービス株式会社

トランスバリュードメインサービス株式会社

東松島「絆」太陽光発電所(実績配当型合同運用指定金銭信託)

東松島「絆」太陽光発電所事業信託(単独運用指定金銭信託)

下関ソーラー３発電所信託(単独運用指定金外信託)

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

３．連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は以下のとおりです。

６月末日　１社　９月末日　22社

(2) ６月末日を中間決算日とする連結される子会社及び子法人等については、９月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により連結しています。

また、その他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しています。

中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っています。

４．会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しています。

また、主な耐用年数は以下のとおりです。

建　物：３年～18年

その他：２年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定額法により償却しています。

②　無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しています。なお、自社利用のソフトウエアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として５年)に基づいて償却しています。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は34百万円(前連結会計年度末は59百万円)です。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しています。

(5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しています。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しています。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しています。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりです。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として１年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(9) 重要な収益及び費用の計上基準

① 収益の認識方法

顧客との契約から生じる収益は、その契約内容の取引の実態に応じて、契約毎に識別した履行義務の充足状況に基づき中間連結損益計算書に認識しています。その主なものは役務取引等収益であり、大別して、為替預金業務、住宅ローン取扱業務、カード決済業務、toto宝くじ販売業務、その他の業務から構成されています。

② 主な取引における収益の認識

顧客との契約から生じる収益は、収益認識の時期の決定に重要な影響を与える項目である履行義務の充足時期を以下のとおり判定しており、それぞれの経済実態を忠実に表現する収益認識方法となっています。

取引の対価は取引時点で現金決済するものが大宗であり、それ以外の取引から認識した債権についても、１年内の回収を原則としています。

為替預金業務のうち、為替業務収益は、主として送金・振込手数料から構成され、決済時点で認識しています。また、預金業務収益は、主としてATM利用料、定期的な口座管理サービス手数料から構成され、ATM利用料は取引実行時点で認識、定期的な口座管理サービス手数料はサービス提供期間にわたって認識しています。

住宅ローン取扱業務に関連する収益は、主として住宅ローン及び投資用マンションローンの取扱いに係る事務手数料であり、関連するサービスが提供された時点で認識しています。

カード決済業務に関連する収益は、主としてデビットカード決済手数料及びその他カード関連業務収益から構成され、デビットカード決済手数料は決済時点で認識、その他カード関連業務収益は、サービス提供期間にわたって認識しています。

toto及び宝くじ販売業務に関連する収益は、主にtoto及び宝くじの販売受取手数料であり、toto及び宝くじの販売の対価として収受し、主に顧客との取引日の時点で認識しています。

その他の業務に関連する収益には、広告掲載受取手数料、アフィリエイト受取手数料等が含まれており、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識しています。

また、役務取引等収益に加え、連結子会社が提供する信託業務に関連する収益があり、主に委託者から信託された財産の管理等のサービス提供の対価として受領する手数料であって、関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場により換算しています。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年３月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっています。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しています。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしています。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号2020年10月８日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっています。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

(12) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、預入期間が３か月を超える定期預け金及び譲渡性預け金以外のものです。

(中間連結貸借対照表関係)

※１．非連結子会社及び関連会社の株式の総額

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
株式	1百万円	1百万円

※２．現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
(再)担保に差し入れている有価証券	355,493百万円	297,629百万円
当中間連結会計期間末（前連結会計年度末）に当該処分をせずに所有している有価証券	35,399百万円	37,229百万円

※３．銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は以下のとおりです。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第２条第３項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1百万円	2百万円
危険債権額	3,773百万円	4,380百万円
三月以上延滞債権額	1,950百万円	2,195百万円
貸出条件緩和債権額	2,043百万円	2,321百万円
合計額	7,769百万円	8,899百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

※４．担保に供している資産は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
担保に供している資産		
有価証券	1,352,285百万円	666,460百万円
貸出金	2,283,625百万円	2,355,970百万円
担保資産に対応する債務		
債券貸借取引受入担保金	9,286百万円	7,804百万円
借用金	2,812,500百万円	1,853,100百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券を差し入れていますが、その金額は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
有価証券	250,362百万円	265,108百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、金融商品等差入担保金、保証金が含まれていますが、その金額は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
先物取引差入証拠金	10百万円	10百万円
金融商品等差入担保金	72,767百万円	81,330百万円
保証金	13,718百万円	14,212百万円

※５．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
融資未実行残高	717,832百万円	743,194百万円
うち原契約期間が任意の時期に無条件で取消可能なもの	697,140百万円	711,886百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。

※６．有形固定資産の減価償却累計額は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
減価償却累計額	6,256百万円	6,892百万円

※７．当行においては、資金運用の効率化及び代替流動性の確保を目的として取引銀行と当座借越契約を締結しています。当中間連結会計期間末（前連結会計年度末）における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
当座借越極度額の総額	10,000百万円	10,000百万円
借入実行残高	－百万円	－百万円
差引額	10,000百万円	10,000百万円

(中間連結損益計算書関係)

※１．その他経常収益には、以下のものを含んでいます。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
睡眠預金収益	23百万円	13百万円
数理計算上の差異償却	7百万円	6百万円
債権売却益	－百万円	110百万円

※２．その他経常費用には、以下のものを含んでいます。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
貸倒引当金繰入	1,682百万円	2,443百万円
貸出金償却	450百万円	562百万円
睡眠預金費用	16百万円	6百万円

※３．当行及び当行の連結子会社は、当中間連結会計期間に係る有価証券の減損処理の方法として、切放し法を適用しています。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	174,482	16	―	174,498	(注１)
合計	174,482	16	―	174,498	
自己株式					
普通株式	0	0	―	0	(注２)
合計	0	0	―	0	

(注１)普通株式の発行済株式の増加16千株は、新株予約権の行使による増加です。

(注２)普通株式の自己株式の増加０千株は、単元未満株式の買取りによるものです。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間連結会計期間末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間増加	当中間連結会計期間減少	当中間連結会計期間末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権			―			589	
合計				―			589	

３．配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	174,499	17	―	174,516	(注１)
合計	174,499	17	―	174,516	
自己株式					
普通株式	0	0	―	0	(注２)
合計	0	0	―	0	

(注１)普通株式の発行済株式の増加17千株は、新株予約権の行使による増加です。

(注２)普通株式の自己株式の増加０千株は、単元未満株式の買取りによるものです。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間連結会計期間末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間増加	当中間連結会計期間減少	当中間連結会計期間末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権			―			938	
合計				―			938	

３．配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、以下のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
現金預け金勘定	4,563,022百万円	3,315,411百万円
預入期間が３ヶ月を超える定期預け金及び譲渡性預け金	△6百万円	△6百万円
現金及び現金同等物	4,563,016百万円	3,315,405百万円

(リース取引関係)

１．ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
１年内	1,004	451
１年超	247	160
合計	1,251	611

(金融商品関係)

１．金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、以下のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めていません((注１)参照)。また、現金預け金、コールローン、債券貸借取引支払保証金、外国為替(資産・負債)、コールマネー、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

前連結会計年度(2026年３月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権(※１)	3,198,640	3,198,610	△29
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,532,891	1,464,504	△68,386
その他有価証券	784,568	784,568	－
(3) 貸出金	5,943,070		
貸倒引当金(※１)	△9,400		
	5,933,669	5,928,355	△5,314
資産計	11,449,769	11,376,038	△73,731
(1) 預金	13,046,850	13,047,233	383
(2) 借用金	2,812,500	2,815,984	3,484
負債計	15,859,350	15,863,218	3,867
デリバティブ取引(※２)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	20	20	－
ヘッジ会計が適用されているもの	△23,536	△23,536	－
デリバティブ取引計	△23,516	△23,516	－

(※１) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しています。

(※２) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しています。

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権(※１)	3,642,422	3,642,553	131
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,496,251	1,409,561	△86,689
その他有価証券	696,786	696,786	－
(3) 貸出金	6,451,139		
貸倒引当金(※１)	△11,131		
	6,440,008	6,439,324	△683
資産計	12,275,467	12,188,225	△87,241
(1) 預金	13,840,346	13,840,213	△132
(2) 借用金	1,853,100	1,846,853	△6,246
負債計	15,693,446	15,687,067	△6,378
デリバティブ取引(※２)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	△1,005	△1,005	－
ヘッジ会計が適用されているもの	△12,745	△12,745	－
デリバティブ取引計	△13,750	△13,750	－

(※１) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しています。

(※２) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しています。

(注１) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)は以下のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれていません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度(2026年３月31日)	当中間連結会計期間(2026年９月30日)
① 非上場株式(※１)	1,800	1,091
② 非連結子会社株式(※１)	1	1
③ 組合出資金(※２)	5,535	7,523
④ その他証券(※１)	7	7
合計	7,345	8,624

(※１) 非上場株式及び非連結子会社株式並びにその他証券については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年３月31日)第５項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※２) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年６月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

２．金融商品の時価のレベル毎の内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しています。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品

前連結会計年度(2026年３月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
買入金銭債権	－	10,085	410,681	420,767
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	111,520	－	－	111,520
社債	40,457	－	30,931	71,389
短期社債	－	－	79,792	79,792
外国債券	－	101,437	413,032	514,469
その他	－	－	7,397	7,397
デリバティブ取引				
金利関連	－	34,489	－	34,489
通貨関連	－	9,204	－	9,204
債券関連	－	－	－	－
資産計	151,977	155,216	941,835	1,249,030
デリバティブ取引				
金利関連	－	34,591	－	34,591
通貨関連	－	32,618	－	32,618
債券関連	－	－	－	－
負債計	－	67,209	－	67,209

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
買入金銭債権	－	10,103	534,039	544,142
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	109,268	－	－	109,268
社債	37,587	－	23,860	61,447
短期社債	－	－	－	－
外国債券	－	84,849	429,972	514,821
その他	－	－	11,248	11,248
デリバティブ取引				
金利関連	－	42,368	－	42,368
通貨関連	－	8,526	－	8,526
債券関連	－	－	－	－
資産計	146,855	145,847	999,120	1,291,823
デリバティブ取引				
金利関連	－	42,662	－	42,662
通貨関連	－	21,982	－	21,982
債券関連	－	－	－	－
負債計	－	64,645	－	64,645

(2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2026年３月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
買入金銭債権	－	－	2,777,842	2,777,842
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	575,240	－	－	575,240
社債	889,263	－	－	889,263
貸出金	－	－	5,928,355	5,928,355
資産計	1,464,504	－	8,706,197	10,170,702
預金	－	13,047,233	－	13,047,233
借用金	－	2,815,984	－	2,815,984
負債計	－	15,863,218	－	15,863,218

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
買入金銭債権	－	－	3,098,410	3,098,410
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	537,091	－	－	537,091
社債	872,470	－	－	872,470
貸出金	－	－	6,439,324	6,439,324
資産計	1,409,561	－	9,537,735	10,947,296
預金	－	13,840,213	－	13,840,213
借用金	－	1,846,853	－	1,846,853
負債計	－	15,687,067	－	15,687,067

(注１) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資　産

買入金銭債権

買入金銭債権については、将来キャッシュ・フローの現在価値技法等の評価技法を用いて時価を算定しています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、割引率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル３の時価に分類しています。そうでない場合にはレベル２の時価に分類しています。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しています。主に国債、社債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しています。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法等の評価技法を用いて時価を算定しています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、割引率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル３の時価に分類しています。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しています。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としています。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しています。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合にはレベル２の時価に分類しています。

負　債

預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としています。また、定期預金については、一定の期間毎に区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しています。割引率は、市場金利を用いています。なお、預入期間が短期間(１年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。当該時価はレベル２の時価に分類しています。

借用金

借用金については、一定の期間毎に区分した当該借用金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しています。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としています。なお、約定期間が短期間(１年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。当該時価はレベル２の時価に分類しています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しています。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しています。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等です。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル２の時価に分類しており、プレイン・バニラ型のスワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注２)　時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2026年３月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
買入金銭債権	現在価値技法	割引率	0.310% ― 2.723%	1.399%

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
買入金銭債権	現在価値技法	割引率	0.310% ― 3.222%	1.700%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度(2026年３月31日)

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益計上	その他の包括利益に計上(注)					
買入金銭債権	298,066	―	△269	112,884	―	―	410,681	―
有価証券	306,291	―	△146	225,009	―	―	531,154	―
その他有価証券	306,291	―	△146	225,009	―	―	531,154	―

(注) 連結包括利益計算書の「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益計上	その他の包括利益に計上(注)					
買入金銭債権	410,681	―	△235	123,593	―	―	534,039	―
有価証券	531,154	―	724	△66,797	―	―	465,081	―
その他有価証券	531,154	―	724	△66,797	―	―	465,081	―

(注) 中間連結包括利益計算書の「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(3) 時価の評価のプロセスの説明

当行グループは時価の算定に関する方針及び手続を定め、これに沿って時価を算定しています。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性の運用状況について確認しており、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されています。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いています。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しています。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

買入金銭債権の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率です。割引率は、TIBOR、国債金利等と信用リスクプレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせることになります。

(有価証券関係)

※１　中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権の一部が含まれています。

※２　「子会社・子法人等株式及び関連法人株式等」については、中間財務諸表における注記事項として記載しています。

１．満期保有目的の債券

前連結会計年度(2026年３月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	－	－	－
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	615,707	575,240	△40,467
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	917,183	889,263	△27,919
	その他	－	－	－
	小計	1,532,891	1,464,504	△68,386
合計		1,532,891	1,464,504	△68,386

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	－	－	－
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	584,948	537,091	△47,856
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	911,302	872,470	△38,832
	その他	－	－	－
	小計	1,496,251	1,409,561	△86,689
合計		1,496,251	1,409,561	△86,689

２．その他有価証券

前連結会計年度(2026年３月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	49,875	49,875	0
	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	短期社債	49,875	49,875	0
	社債	―	―	―
	その他	275,884	275,574	310
	外国債券	223,779	223,539	239
	その他	52,105	52,034	70
	小計	325,760	325,450	310
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	212,825	226,533	△13,707
	国債	111,520	122,973	△11,453
	地方債	―	―	―
	短期社債	29,916	29,916	△0
	社債	71,389	73,643	△2,254
	その他	666,749	687,204	△20,454
	外国債券	290,690	291,396	△705
	その他	376,059	395,808	△19,748
	小計	879,575	913,737	△34,162
合計		1,205,336	1,239,187	△33,851

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	472,805	472,136	668
	外国債券	368,933	368,472	460
	その他	103,871	103,663	208
	小計	472,805	472,136	668
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	170,715	188,567	△17,851
	国債	109,268	122,722	△13,454
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社債	61,447	65,844	△4,397
	その他	597,407	619,490	△22,082
	外国債券	145,887	146,383	△495
	その他	451,520	473,107	△21,586
	小計	768,123	808,058	△39,934
合計		1,240,928	1,280,194	△39,265

３．減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、以下のとおりです。

前連結会計年度(2026年３月31日)

	金額(百万円)
評価差額	△33,830
その他有価証券	△33,830
(＋)繰延税金資産（又は(△)繰延税金負債）	10,600
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△23,230
(△)非支配株主持分相当額	119
その他有価証券評価差額金	△23,111

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

	金額(百万円)
評価差額	△39,233
その他有価証券	△39,233
(＋)繰延税金資産（又は(△)繰延税金負債）	12,287
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△26,946
(△)非支配株主持分相当額	202
その他有価証券評価差額金	△26,744

(デリバティブ取引関係)

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎の中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、以下のとおりです。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2026年３月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち １年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップション				
	売建	167,385	167,385	△34,552	△34,552
	買建	167,224	167,224	34,489	34,489
合計		―	―	△63	△63

(注) １．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しています。
２．金利スワップションには、当行において区別して把握することが困難な金利スワップ取引を含めて表示しています。

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち １年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップション				
	売建	167,321	167,321	△42,462	△42,462
	買建	167,082	167,082	42,368	42,368
合計		―	―	△93	△93

(注) １．上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しています。
２．金利スワップションには、当行において区別して把握することが困難な金利スワップ取引を含めて表示しています。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2026年３月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち １年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	711,117	170	6,435	6,435
	買建	778,909	1,367	△1,469	△1,469
	通貨オプション				
	売建	83	―	△0	△0
	買建	83	―	0	0
	通貨スワップ	12,204	―	△4,842	△4,842
合計		―	―	123	123

(注)　上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しています。

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち １年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	730,966	196	1,547	1,547
	買建	837,225	1,689	2,266	2,266
	通貨オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	通貨スワップ	12,204	―	△4,525	△4,525
合計		―	―	△711	△711

(注)　上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しています。

(3) 債券関連取引

前連結会計年度(2026年３月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、以下のとおりです。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 通貨関連取引

前連結会計年度(2026年３月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	為替予約				
	売建	外貨建定期預金に係る未履行の確定契約	31	5	△2
	買建		247	44	19
	通貨スワップ	外貨建の貸出金、有価証券	386,927	203,120	△23,554
合計			―	―	△23,536

(注)　主として業種別委員会実務指針第25号等に基づき、繰延ヘッジによっています。

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	為替予約				
	売建	外貨建定期預金に係る未履行の確定契約	24	6	△0
	買建		252	55	7
	通貨スワップ	外貨建の貸出金、有価証券	405,988	217,225	△12,752
合計			―	―	△12,745

(注)　主として業種別委員会実務指針第25号等に基づき、繰延ヘッジによっています。

(ストック・オプション等関係)

１．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
営業経費	253百万円	255百万円

２．ストック・オプションの内容

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

	2025年６月ストック・オプション①	2025年６月ストック・オプション②	2025年６月ストック・オプション③	2025年８月ストック・オプション①
付与対象者の区分及び人数	当行執行役員　３名	当行執行役員　８名	当行執行役員及び当行子会社取締役　15名	当行従業員　１名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注１）	普通株式　300株	普通株式　800株	普通株式　12,400株	普通株式　100株
付与日	2025年６月24日	2025年６月24日	2025年６月24日	2025年８月28日
権利確定条件	付与日（2025年６月24日）から権利確定日（2028年６月23日)まで継続して勤務していること	付与日（2025年６月24日）から権利確定日（2029年６月23日)まで継続して勤務していること	（注３）	付与日（2025年８月28日）から権利確定日（2028年８月27日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2025年６月24日～ 2028年６月23日	2025年６月24日～ 2029年６月23日	対象勤務期間は定めていません	2025年８月28日～ 2028年８月27日
権利行使期間	2028年６月26日～ 2035年６月22日	2029年６月25日～ 2035年６月22日	2025年６月24日～ 2065年６月24日	2028年８月28日～ 2035年８月28日
権利行使価格(円)（注２）	0.01	0.01	0.01	0.01
付与日における公正な評価単価(円)（注２）	6,851	6,851	6,851	8,426

	2025年８月ストック・オプション②
付与対象者の区分及び人数	当行従業員　218名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注１）	普通株式　21,800株
付与日	2025年８月28日
権利確定条件	付与日（2025年８月28日）から権利確定日（2029年８月27日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2025年８月28日～ 2029年８月27日
権利行使期間	2029年８月28日～ 2035年８月28日
権利行使価格(円)（注２）	0.01
付与日における公正な評価単価(円)（注２）	8,426

（注１）株式数に換算して記載しています。

（注２）１株当たりに換算して記載しています。

（注３）新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当行、当行子会社及び当行関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員の地位のいずれもが終了した日の翌日から、10日以内に限り、新株予約権を行使できるものとします。

上記のほか、当行の親会社である楽天グループ株式会社より、当行の取締役及び従業員に対して株式報酬型ストッ

ク・オプションが付与されており、当行は自社負担額のうち当中間連結会計期間末までに発生した額を報酬費用として計上しています。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

	2026年６月ストックオプション①	2026年６月ストックオプション②	2026年６月ストックオプション③	2026年６月ストックオプション④
付与対象者の区分及び人数	当行取締役　１名	当行執行役員　１名	当行執行役員　９名	当行執行役員及び当行子会社取締役　16名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注１）	普通株式　4,700株	普通株式　100株	普通株式　900株	普通株式　11,600株
付与日	2026年６月23日	2026年６月23日	2026年６月23日	2026年６月23日
権利確定条件	（注３）	付与日（2026年６月23日）から権利確定日（2029年６月22日)まで継続して勤務していること	付与日（2026年６月23日）から権利確定日（2030年６月22日)まで継続して勤務していること	（注３）
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていません	2026年６月23日～2029年６月22日	2026年６月23日～2030年６月22日	対象勤務期間は定めていません
権利行使期間	2026年６月23日～2066年６月23日	2029年６月25日～2036年６月23日	2030年６月24日～2036年６月23日	2026年６月23日～2066年６月23日
権利行使価格(円)（注２）	0.01	0.01	0.01	0.01
付与日における公正な評価単価(円)（注２）	5,020	5,020	5,020	5,020

	2026年８月ストックオプション①	2026年８月ストックオプション②
付与対象者の区分及び人数	当行従業員　14名	当行従業員　363名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注１）	普通株式　1,400株	普通株式　36,300株
付与日	2026年８月27日	2026年８月27日
権利確定条件	付与日（2026年８月27日）から権利確定日（2029年８月26日)まで継続して勤務していること	付与日（2026年８月27日）から権利確定日（2030年８月26日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2026年８月27日～2029年８月26日	2026年８月27日～2030年８月26日
権利行使期間	2029年８月27日～2036年８月27日	2030年８月27日～2036年８月27日
権利行使価格(円)（注２）	0.01	0.01
付与日における公正な評価単価(円)（注２）	6,503	6,503

（注１）株式数に換算して記載しています。
（注２）１株当たりに換算して記載しています。
（注３）新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当行、当行子会社及び当行関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員の地位のいずれもが終了した日の翌日から、10日以内に限り、新株予約権を行使できるものとします。

上記のほか、当行の親会社である楽天グループ株式会社より、当行の取締役及び従業員に対して株式報酬型ストック・オプションが付与されており、当行は自社負担額のうち当中間連結会計期間末までに発生した額を報酬費用として計上しています。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	
経常収益	118,361
うち役務取引等収益	23,891
為替預金業務	15,214
住宅ローン取扱業務	1,670
カード決済業務	6,152
toto・宝くじ販売業務	1,605
その他の業務	2,959
顧客に支払われる対価	△3,709

(注)　役務取引等収益の為替預金業務収益は主に個人営業本部、法人営業本部及びサービス高度化本部から、それ以外の業務収益は主に個人営業本部から発生しています。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでいます。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	
経常収益	163,872
うち役務取引等収益	26,541
為替預金業務	16,076
住宅ローン取扱業務	2,123
カード決済業務	6,866
toto・宝くじ販売業務	1,674
その他の業務	3,916
顧客に支払われる対価	△4,115

(注)　役務取引等収益の為替預金業務収益は主に個人営業本部、法人営業本部及びサービス高度化本部から、それ以外の業務収益は主に個人営業本部から発生しています。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでいます。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、一部で銀行業以外の事業を営んでいますが、それらの事業は量的に重要性が乏しく、報告セグメントは銀行業単一となるため、記載は省略しています。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

１．サービス毎の情報

当行グループは、銀行業務の区分の外部顧客に対する経常収益が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

２．地域毎の情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	台湾	合計
3,191	1,987	5,178

３．主要な顧客毎の情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	経常収益	関連するセグメント名
楽天グループ株式会社 及びそのグループ会社	28,087	銀行業

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しています。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

１．サービス毎の情報

当行グループは、銀行業務の区分の外部顧客に対する経常収益が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

２．地域毎の情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	台湾	合計
3,009	1,857	4,866

３．主要な顧客毎の情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	経常収益	関連するセグメント名
楽天グループ株式会社 及びそのグループ会社	38,329	銀行業

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しています。

【報告セグメント毎の固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメント毎ののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

【報告セグメント毎の負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(１株当たり情報)

１．１株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
１株当たり純資産額	2,127.93円	2,354.43円

(注)　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
純資産の部の合計額(百万円)	389,529	435,716
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	18,207	24,827
(うち新株予約権(百万円))	(751)	(938)
(うち非支配株主持分(百万円))	(17,455)	(23,889)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	371,322	410,889
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	174,499	174,516

２．１株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後１株当たり中間純利益及び算定上の基礎

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
(1) １株当たり中間純利益	194.89円	247.41円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(百万円)	34,007	43,176
普通株主に帰属しない金額(百万円)	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(百万円)	34,007	43,176
普通株式の期中平均株式数(千株)	174,490	174,511
(2)潜在株式調整後１株当たり中間純利益	194.60円	247.03円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額(百万円)	―	―
普通株式増加数(千株)	260	269
(うち新株予約権(千株))	(260)	(269)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2025年６月ストック・オプション①、② 普通株式 1,100株 2025年８月ストック・オプション①、② 普通株式 21,700株	2026年２月ストック・オプション①、② 普通株式 30,400株 2026年６月ストック・オプション①、② 普通株式 900株 2026年８月ストック・オプション①、② 普通株式 37,700株

(重要な後発事象)

（株式交付による楽天カード株式会社及び楽天証券ホールディングス株式会社の完全子会社化）

当行は、2026年５月20日付取締役会において、(i)楽天グループ株式会社（以下「楽天グループ」といいます。）との間で、統合契約書（以下「本統合契約書」といいます。）を締結すること、並びに、(ii)同日付で作成した株式交付計画書に基づき、当行を株式交付親会社とし、楽天カード株式会社（以下「楽天カード」といいます。）及び楽天証券ホールディングス株式会社（以下「楽天証券HD」といい、楽天カードと総称して「本株式交付子会社」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行うこと（以下本株式交付等の実施による当行を含む楽天グループのフィンテック事業の再編を「本再編」といいます。）を決議し、2026年６月24日開催の当行の第27期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において株主による承認を得ました。

本株式交付の実施は、当行の定款の一部変更が株主総会において株主による承認を得ていること、国内外の政府機関からの必要な許認可等が取得され又は履践されていること、本再編の対象外となる事業の移管が完了していること、及びその他の本統合契約書に定める前提条件が充足し又は放棄されることが条件とされておりましたが、これらが全て充足されたことから、2026年10月１日、本株式交付の効力が発生し、本株式交付子会社はそれぞれ当行の完全子会社となりました。

１．本再編の目的

当行は、国内金利が上昇したことに伴う資金調達コストの増加等の環境変化や金融サービスに対する顧客ニーズの多様化が進む状況を踏まえ、銀行・カード・証券を連携強化することで、グループ内での迅速かつ機動的な意思決定や、より深度のある連携を実現可能とし、フィンテック戦略を一層加速できる体制を構築できると考えており、これにより、強固な預金調達力を有する当行の強みを最大限に活かし、多様化する顧客ニーズに応える総合フィンテック企業としての成長を、当行単独で事業運営を続ける場合と比べて一層加速できると考えており、当行の企業価値向上に資すると判断し、本再編の実行を決定いたしました。

また、本株式交付の実施により、株式交付子会社となる楽天カードの株式を保有する株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）は、当行の主要株主となりました。それに伴い、みずほ銀行及び当行は、2026年５月20日付で、メガバンクとデジタルバンクによる、新たな信用創造モデルを確立することを目的とし、当行の中長期的な事業の発展及び企業価値の向上に資するものと判断したため、資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結いたしました。

２．本株式交付に係る割当の内容（株式交付比率）

当行は、楽天カードの普通株式１株に対して当行のＡ種種類株式1,867株を、楽天証券HDの普通株式１株に対して当行のＡ種種類株式0.185株を、それぞれ割当て交付いたしました。本株式交付に係る株式交付計画において、当行が本株式交付に際して譲り受ける楽天カード及び楽天証券HDの普通株式の数の下限を、それぞれ84,128株及び399,044,000株と定めておりましたが、当行が本株式交付において取得する本株式交付子会社の普通株式の数が、以下のとおり、いずれも当該下限以上となったため、本株式交付の効力が発生いたしました。

（１）楽天カード

当行が本株式交付により譲り受けた楽天カードの普通株式の数は84,128株となり、当行は楽天カードの総株主の議決権の100%を保有することとなりました。なお、当行は、楽天カードの普通株式の譲渡人に対して、当行のＡ種種類株式合計157,066,976株を対価として交付しました。

（２）楽天証券HD

当行が本株式交付により譲り受けた楽天証券HDの普通株式の数は399,044,000株となり、当行は楽天証券HDの総株主の議決権の100%を保有することとなりました。なお、当行は、楽天証券HDの普通株式の譲渡人に対して、当行のＡ種種類株式合計73,823,140株を対価として交付しました。

当行が本株式交付により交付したＡ種種類株式の合計は230,890,116株であり、楽天グループに対して207,330,443株、みずほ銀行に対して23,559,673株を交付し、全て当行が新規に発行する株式であります。当行のＡ種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されており、本株式交付の効力発生日において、新たに発行される当行Ａ種種類株式のうち楽天グループは25,859,500株、みずほ銀行は23,559,673株に関して普通株式を対価とする取得請求権を行使し、普通株式に転換しました（以下「本転換」といいます。）。本転換の結果、楽天グループは当行普通株式25,859,500株、みずほ銀行は当行普通株式23,559,673株を受領し、当行普通株式の発行済株式数は223,936,153株となり、楽天グループは当行普通株式の111,822,080株（本転換後における当行普通株式の発行済株式総数223,936,153株に対する比率は49.93%（当行の総株主の議決権に対する割合は49.95%））を保有します。また、本転換後、みずほ銀行は当行普通株式の23,559,673株（本転換後における当行普通株式の発行済株式総数に対する比率は10.52%（当行の総株主の議決権に対する割合は10.52%））を保有します。なお、上記において、当行の総株主の議決権の数は、2026年３月末時点における議決権の数に、本転換において楽天グループ及びみずほ銀行に対して交付した当行普通株式の数に係る議決権の数を加算しております。

なお、Ａ種種類株式は、議決権を有しない譲渡制限付種類株式であり、普通株式と同額の配当を受けることができます。また、Ａ種種類株式１株につき当行普通株式１株の交付を受けることができる取得請求権が付されております。楽天グループは、本統合契約書において、当行の事前の書面による承諾なくＡ種種類株式に係る取得請求権を行使しないこと、及び、当該取得請求権の行使により当行普通株式の交付を受けた直後の楽天グループの当行に対する議決権比率が50%以下に留まる範囲でのみ取得請求権を行使できることに合意しております。

３．株式交付比率の算定根拠

当行は、本株式交付に用いられる株式交付比率の検討に際し、その公平性及び妥当性を確保するため、当行及び楽天グループから独立した大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）及びゴールドマン・サックス証券株式会社をファイナンシャル・アドバイザーとして、大和証券を第三者算定機関として起用し、本株式交付に係る株式交付比率算定書を取得しました。また、当行の取締役会は、楽天グループ及び本再編の成否から独立した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、本特別委員会は、独立した第三者算定機関として合同会社デロイトトーマツ（以下「デロイトトーマツ」といいます。）を起用し、本株式交付に係る株式交付比率算定書を取得するとともに、本株式交付における株式交付比率が当行の一般株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得いたしました。

当行は、大和証券からの助言等及び大和証券による株式交付比率の算定結果、リーガル・アドバイザー及び財務・税務・ガバナンス関連アドバイザーからの助言等、本特別委員会がデロイトトーマツから提出を受けた株式交付比率算定書及びフェアネス・オピニオン、本特別委員会からの助言及び意見の内容等に加え、本株式交付子会社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、当行及び本株式交付子会社の財務の状況、資産の状況、将来の事業活動等の要因を総合的に勘案し、検討を重ねた結果、最終的に上記２．「本株式交付に係る割当の内容（株式交付比率）」記載の株式交付比率が、大和証券及びデロイトトーマツが、当行及び本株式交付子会社固有の特徴や事情を反映するという観点で相対的に優れていると考えられる配当割引モデル法（DDM法）によって算定した評価レンジの範囲内であり、株主の利益を損ねるものではなく、妥当であるとの判断に至りました。

４．株式交付子会社の名称、事業内容、規模

（１）楽天カード株式会社

① 事業内容：クレジットカード、カードローン、信用保証業務等

② 資本金：19,323百万円

（２）楽天証券ホールディングス株式会社

① 事業内容：子会社の経営管理及び付帯業務

② 資本金：10,350百万円

５．本株式交付に伴う会計処理の概要

当行における本株式交付に伴う会計処理は、企業結合に関する会計基準における「共通支配下の取引」として会計処理をしております。

（当行連結子会社における不正アクセスによる情報漏えいについて）

2026年10月１日を効力発生日とする株式交付により当行連結子会社となった楽天証券株式会社（以下「楽天証券」といいます。）において、2026年11月16日に同社の一部システムに対して、第三者による不正アクセスの可能性を検知し、当該箇所へのアクセスの遮断及び修正等を行いました。調査を行った結果、2026年11月11日に、楽天証券のテスト環境のシステム内で管理していた一部の情報が外部に漏えいしたおそれがあることを確認いたしました。また本事案について、楽天証券は、金融庁から金融商品取引法第56条の２第１項及び個人情報の保護に関する法律第146条第１項の規定に基づき、2026年11月19日付で報告徴求命令を受領しております。

当行グループは、現在、不正アクセスの原因や詳細な経緯について調査を進めるとともに、本件による当行グループへの今後の業績に与える影響についても精査しております。今後、業績に大きな影響が見込まれる場合には速やかに開示いたします。

２ 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
現金預け金	4,126,870	3,300,228
コールローン	302,000	115,000
債券貸借取引支払保証金	※2 363,616	※2 310,311
買入金銭債権	3,198,668	3,642,458
有価証券	※1,3,4 2,345,585	※1,3,4 2,141,745
貸出金	※3,4,5 5,819,706	※3,4,5 6,268,843
外国為替	※3 4,328	※3 22,009
その他資産	※3,4 207,400	※3,4 232,367
その他の資産	※1 207,400	※1 232,367
有形固定資産	2,995	3,003
無形固定資産	37,290	40,598
繰延税金資産	19,361	22,511
支払承諾見返	※3 19,206	※3 21,711
貸倒引当金	△8,209	△9,345
資産の部合計	16,438,819	16,111,443

(単位：百万円)

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
負債の部		
預金	12,964,475	13,628,951
借用金	※4,6 2,812,500	※4,6 1,853,100
外国為替	6,890	15,259
その他負債	267,445	183,185
未払法人税等	22,678	22,268
資産除去債務	363	363
その他の負債	244,404	160,553
賞与引当金	708	1,170
退職給付引当金	1,767	1,891
睡眠預金払戻損失引当金	17	20
支払承諾	19,206	21,711
負債の部合計	16,073,011	15,705,291
純資産の部		
資本金	32,643	32,671
資本剰余金	10,570	10,598
資本準備金	9,157	9,185
その他資本剰余金	1,412	1,412
利益剰余金	344,771	388,175
その他利益剰余金	344,771	388,175
繰越利益剰余金	344,771	388,175
自己株式	△0	△0
株主資本合計	387,984	431,444
その他有価証券評価差額金	△22,992	△26,542
繰延ヘッジ損益	63	311
評価・換算差額等合計	△22,929	△26,230
新株予約権	751	938
純資産の部合計	365,807	406,152
負債及び純資産の部合計	16,438,819	16,111,443

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
経常収益	114,383	159,547
資金運用収益	87,242	129,991
（うち貸出金利息）	43,234	62,320
（うち有価証券利息配当金）	12,542	16,108
役務取引等収益	23,755	26,370
その他業務収益	2,978	2,755
その他経常収益	※1　406	※1　430
経常費用	66,023	95,357
資金調達費用	22,376	40,326
（うち預金利息）	15,247	32,003
役務取引等費用	16,637	17,048
その他業務費用	―	884
営業経費	※2　24,731	※2　32,340
その他経常費用	※3　2,278	※3　4,758
経常利益	48,359	64,190
特別利益	―	2
新株予約権戻入益	―	2
特別損失	―	587
固定資産処分損	―	587
税引前中間純利益	48,359	63,605
法人税、住民税及び事業税	15,545	21,778
法人税等調整額	△819	△1,577
法人税等合計	14,725	20,201
中間純利益	33,634	43,404

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計							
当期首残高	32,616	9,130	1,412	10,543	271,755	271,755	△0	314,914	△17,809	277	△17,531	409	297,791
当中間期変動額													
新株の発行	26	26		26				52					52
中間純利益					33,634	33,634		33,634					33,634
自己株式の取得							△0	△0					△0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									172	457	630	179	810
当中間期変動額合計	26	26	―	26	33,634	33,634	△0	33,686	172	457	630	179	34,497
当中間期末残高	32,642	9,156	1,412	10,569	305,389	305,389	△0	348,600	△17,636	735	△16,901	589	332,288

当中間会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計							
当期首残高	32,643	9,157	1,412	10,570	344,771	344,771	△0	387,984	△22,992	63	△22,929	751	365,807
当中間期変動額													
新株の発行	27	27		27				55					55
中間純利益					43,404	43,404		43,404					43,404
自己株式の取得							△0	△0					△0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									△3,550	248	△3,301	186	△3,115
当中間期変動額合計	27	27	―	27	43,404	43,404	△0	43,459	△3,550	248	△3,301	186	40,344
当中間期末残高	32,671	9,185	1,412	10,598	388,175	388,175	△0	431,444	△26,542	311	△26,230	938	406,152

【注記事項】

(重要な会計方針)

１．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。

２．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

３．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定額法を採用しています。

また、主な耐用年数は以下のとおりです。

建　物：３年～18年

その他：２年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しています。なお、自社利用のソフトウエアについては、行内における利用可能期間(主として５年)に基づいて償却しています。

４．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は34百万円(前事業年度末は59百万円)です。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しています。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっています。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりです。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として１年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しています。

５．重要な収益及び費用の計上基準

(1) 収益の認識方法

顧客との契約から生じる収益は、その契約内容の取引の実態に応じて、契約毎に識別した履行義務の充足状況に基づき中間損益計算書に認識しています。その主なものは役務取引等収益であり、大別して、為替預金業務、住宅ローン取扱業務、カード決済業務、toto宝くじ販売業務、その他の業務から構成されています。

(2) 主な取引における収益の認識

顧客との契約から生じる収益は、収益認識の時期の決定に重要な影響を与える項目である履行義務の充足時期を以下のとおり判定しており、それぞれの経済実態を忠実に表現する収益認識方法となっています。

取引の対価は取引時点で現金決済するものが大宗であり、それ以外の取引から認識した債権についても、１年内の回収を原則としています。

為替預金業務のうち、為替業務収益は、主として送金・振込手数料から構成され、決済時点で認識しています。また、預金業務収益は、主としてATM利用料、定期的な口座管理サービス手数料から構成され、ATM利用料は取引実行時点で認識、定期的な口座管理サービス手数料はサービス提供期間にわたって認識しています。

住宅ローン取扱業務に関連する収益は、主として住宅ローン及び投資用マンションローンの取扱いに係る事務手数料であり、関連するサービスが提供された時点で認識しています。

カード決済業務に関連する収益は、主としてデビットカード決済手数料及びその他カード関連業務収益から構成され、デビットカード決済手数料は決済時点で認識、その他カード関連業務収益は、サービス提供期間にわたって認識しています。

toto及び宝くじ販売業務に関連する収益は、主にtoto及び宝くじの販売受取手数料であり、toto及び宝くじの販売の対価として収受し、主に顧客との取引日の時点で認識しています。

その他の業務に関連する収益には、広告掲載受取手数料、アフィリエイト受取手数料等が含まれており、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識しています。

６．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しています。

７．ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年３月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっています。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しています。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしています。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号2020年10月８日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっています。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

８．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表における会計処理の方法と異なっています。

(中間貸借対照表関係)

※１．関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
株式	18,371百万円	24,934百万円
出資金	1,032百万円	1,033百万円

※２．現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は以下のとおりです。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
(再)担保に差し入れている有価証券	355,493百万円	297,629百万円
当中間会計期間末（前事業年度末）に当該処分をせずに所有している有価証券	8,013百万円	12,560百万円

※３．銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は以下のとおりです。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第２条第３項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	－百万円	－百万円
危険債権額	3,773百万円	4,380百万円
三月以上延滞債権額	1,923百万円	2,180百万円
貸出条件緩和債権額	1,892百万円	2,154百万円
合計額	7,590百万円	8,714百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

※４．担保に供している資産は以下のとおりです。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
担保に供している資産		
有価証券	1,342,876百万円	658,659百万円
貸出金	2,283,625百万円	2,355,970百万円
担保資産に対応する債務		
借用金	2,812,500百万円	1,853,100百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券を差し入れていますが、その金額は以下のとおりです。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
有価証券	250,362百万円	265,108百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、金融商品等差入担保金、保証金が含まれていますが、その金額は以下のとおりです。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
先物取引差入証拠金	10百万円	10百万円
金融商品等差入担保金	72,767百万円	81,330百万円
保証金	13,671百万円	14,164百万円

※５．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
融資未実行残高	698,932百万円	713,524百万円
うち原契約期間が任意の時期に無条件で取消可能なもの	697,140百万円	711,886百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。

※６．当行においては、資金運用の効率化及び代替流動性の確保を目的として取引銀行と当座借越契約を締結しています。当中間会計期間末（前事業年度末）における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりです。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
当座借越極度額の総額	10,000百万円	10,000百万円
借入実行残高	－百万円	－百万円
差引額	10,000百万円	10,000百万円

(中間損益計算書関係)

※１．その他経常収益には、以下のものを含んでいます。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
睡眠預金収益	23百万円	13百万円
数理計算上の差異償却	7百万円	6百万円
債権売却益	－百万円	110百万円

※２．減価償却実施額は以下のとおりです。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
有形固定資産	347百万円	409百万円
無形固定資産	2,926百万円	4,010百万円

※３．その他経常費用には、以下のものを含んでいます。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
貸倒引当金繰入	1,534百万円	1,770百万円
貸出金償却	450百万円	562百万円
睡眠預金費用	16百万円	6百万円

※４．当行は、当中間会計期間に係る有価証券の減損処理の方法として、切放し法を適用しています。

(有価証券関係)

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式等のため、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の時価を記載していません。

なお、市場価格のない株式等の子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)は以下のとおりです。

	前事業年度 (2026年３月31日) (百万円)	当中間会計期間 (2026年９月30日) (百万円)
子会社・子法人等株式	18,371	24,934
関係会社出資金	1,032	1,033
合計	19,403	25,967

(重要な後発事象)

(株式交付による楽天カード株式会社及び楽天証券ホールディングス株式会社の完全子会社化)

中間連結財務諸表　注記事項(重要な後発事象)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

4 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

２０２６年１１月２４日

楽 天 銀 行 株 式 会 社
取締役会　御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加　藤　信　彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	熊　谷　充　孝
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山　中　尚　平

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている楽天銀行株式会社の２０２６年４月１日から２０２７年３月３１日までの連結会計年度の中間連結会計期間（２０２６年４月１日から２０２６年９月３０日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、楽天銀行株式会社及び連結子会社の２０２６年９月３０日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（２０２６年４月１日から２０２６年９月３０日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1　上記の中間監査報告書の原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

２０２６年１１月２４日

楽 天 銀 行 株 式 会 社
取締役会　御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加　藤　信　彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	熊　谷　充　孝
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山　中　尚　平

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている楽天銀行株式会社の２０２６年４月１日から２０２７年３月３１日までの第２８期事業年度の中間会計期間（２０２６年４月１日から２０２６年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天銀行株式会社の２０２６年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２６年４月１日から２０２６年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1　上記の中間監査報告書の原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。